2026年5月7日

予備３０－３２

肢１
（前提）そもそも，追認できるか
　訴訟能力を欠く者の行為は，原則無効。ただ，追認は認める必要がある。
　これを認めないと，手続のやり直しになるから。したがって，追認可
（効果）無効の追認の効果
　無効の行為を追認は，将来効（民法１１９条参照)。将来効とすると，法的安定性が害される。裁判官の心証をイメージすると分かる。全体を有効とすべき。
　遡及効。

肢２
　当事者適格は，受遺者。遺言執行時には，遺言執行者。この者を当事者として争わせることで，判決による紛争の実効性が期待できるから。
　そこで，遺贈実行後に関しても，この者を当事者とすべきでは。不都合，直接不利益をうける者は他にいる（この場合，受贈者)。
　遺言執行者に当事者として争わせても，受贈者から見て，代替的手続保障があったという関係にない。判決による紛争解決の実効性が認められない以上，遺言執行者は当事者とはならない。

肢３
　選定当事者。共同利益を有する者が単独で，提起した場合，既判力は当事者間のみ（１１５条)。そこで，当事者になっていない者は，既判力を得るために訴えをしなければいけないが筋。しかし，新たに訴えを提起することは，当事者にとって不便。訴訟経済。
　現在，係属している手続を利用して，解決が図れるようにするのが便利である。
　そこで，今，争っているものを選定当事者に選定することで，１回的解決が図れるようになっている。

肢４
　原告適格，権利能力なき社団。構成員に総有。ただ，手続上の問題から個人の代表登記にした方が，便利。本件請求は有効になる。なお，代表者がいる社団は，当事者能力がある。社会的活動実態があるから

肢５

婚姻した場合は，成年擬制。本人が当事者となる。訴訟行為は，複雑であるが，実体法の取扱にしたがって扱うべき。法的安定性。訴訟活動が難しい場合は，任意代理人を活用すべき。

予備３０－３３

通常か必要かは，実体法と訴訟法を加味して判断。
民事訴訟法は，私的自治の訴訟上の反映なので

肢１
　実体法上，保存行為。単独で提起可。
　保全の必要性あり。他の共有者の合理的意思に反しない。

肢２
　被相続人の債務は，不可分債務。単独で可。
　実際に考えても，利害関係人でない相続人を巻き込まないといけないとすると手続上も不便

肢３
　共有物分割。合一確定の必要性あり。共有者間で法律関係が異なるとすると，紛争解決が期待できない。単独では無理。

肢４
　実体法上，不可分債務。全員を必ず当事者に巻き込まないといけないとすると手続的に不便。当事者になっていない者には，既判力が及ばない点でも，当事者の選択に任せるべき。

肢５
　肢４と同じ。実際の紛争に併せて，原告側に，訴訟選択をさせるべき。
　誰に訴えを提起するかの選択。実体法上，不可分債務。

予備３０－３４

肢１
　要件を欠いている場合，不適法で却下すべきでは。
　不都合，訴権が害される。時効のなどが絡むと余計，不都合。適法と取扱えるようにすべき。弁論の分離で対応。

肢２
　訴訟脱退，相手方の承諾必要。勝手に当事者でなくなると，相手の訴訟活動が害される。
　脱退後にも既判力の効果は及ぶが，審理の過程で，訴訟活動が制限される。
　そこで，法的にも承諾が必要となる。

肢３
　参加承継をした場合は，請求を定立する必要がある。独立当事者参加（４７条)，固有必要的共同訴訟。

肢４
　第三者が参加する場合。当事者，及び第三者を審尋することで，適正を図るべきとも。手続が遅くなる。
　迅速にできるようにすべき。
　結局，第三者が参加する場合，第三者の訴訟要件のうち当事者適格，訴えの利益などの問題になると考えられる。この場合，訴訟物と密接に関連するため，審理の中で行えばよい。

肢５
　参加できないものは，法律上の利害関係がない。既判力が及ぶこともない。
　したがって，手続保障の制度も不要となる。

予備３０－３５

確認の利益，対象選択，即時確定，方法選択

肢１
　訴えの利益，紛争解決のために，判決を得ることが必要かつ実行性を伴う利益があるか。
　仮差押えされた場合，執行できないので意味ないのでは。仮差押えがなくなった時に再度訴えるのも難しい。
　時効中断などの意味もある。権利保全。

肢２
　強制執行しない合意でも，有効。訴権はある。訴えの利益がなくなるとすると，権利保全ができなくなる。請求を認める必要はある。

肢３
　先決関係。常に確認の利益はあるのでは。必要ないのに訴えを認めるのは，訴訟経済上も問題。あくまでも，対象選択の適否では，適法になるが，別途，即時確定の利益は必要となる。

肢４
　法律関係の証する場合に関しては，確認の利益が認められる。本来は，認められないのが筋。ただ，重要な証拠となり，そこから訴訟物の存否にも直接影響を与える。
　内容の争いに関して，別途争いを認めると訴訟経済を図る上で問題。

肢５
　過去の法律関係については，確認の利益がないのが筋，対象選択の適否の問題。不都合，現在の紛争を解決できない。
　訴えの利益を認める必要がある。
　死亡後の死者の権利関係は，現在においても変動がない。過去の法律関係を確定することが紛争の抜本的解決に繋がる。訴えの利益有。
　なお，不特定多数の財産権に争いが及ぶときは，併合することが考えられる。

予備３０－３６

肢１
　原則，証人尋問。申立当事者，反対当事者，裁判長の順。
　進行は，職権で変えられるのが原則だが，尋問の順番を勝手に変更されると，公正な裁判に影響が出る。
　そこで，当事者の意見を聴く形がとられている。

肢２
　調書判決をするときは，当事者の意見はいらない。
　聴聞の機会は，適正手続のため。なんら争っていない場合，事実は当事者としては分かっている。この場合にまで，意見を聴く必要はない。

肢３
　弁論準備手続，当事者の意見を聴かないといけない。
　職権進行主義，自由に進められるのが筋。しかし，自由な進行を認めると，当事者の裁判を受ける権利が害される。
　また，協力しないと適正に弁論準備手続が行えない。そのため，意見を聴かないといけないとなっている。

肢４
　専門委員に関しても，意見を聴かないといけない。
　原則，職権進行は自由。しかし，勝手に部外者の介入を認めることは，当事者の裁判を受ける権利にも影響がある。
　そこで，適正性を維持するために，意見を聴く手続が取られる。

肢５
　口頭弁論分離，職権進行主義。裁判の裁量でできる。
　法律上分離できない続きは，法定されている（４１条，４０条)。
　この場合は，意見を聴かなくてもよい。

予備３０－３７

肢ア

請求の基礎の同一性がない場合，訴えの変更はできないが筋。

しかし，不都合。一切できないと，別訴を要求することになる。

被告が主張した内容にしたがって，変更しているのに，最初からやり直しをさせることは私権の実現が遅くなり問題。

変更を認めるべき。

請求の基礎の同一性。被告の保護，全く関係ない変更されると，訴訟活動が無駄になるので。本件の場合，被告が原因を作っている。

この場合は，被告にとっても，今までの訴訟活動が無駄にはなっていない。

本件の場合，請求の基礎が同一であるとした法の趣旨は及ばない。したがって，変更可。

肢イ

控訴審，反訴。相手方の同意が必要なのが原則。したがって，この場合も同意が必要とも。不都合，同意をしない場合は，別訴提起をすることになる。

実質，第１審で争っている以上，控訴審で迅速に権利保全ができるようにする必要がある。同意を要求した趣旨，審級の利益の確保。本件の場合，実質，審理あり。

肢ウ

附帯控訴，一度取り下げても，申立てできる。攻撃防御方法，主張の撤回は自由。

控訴審で，訴えを取り下げた場合とは違う（２６２条２項)。

自由な弁論を認める必要がある。

肢エ

２６２条２項。同一の訴えを提起できないとある。したがって，再訴提起できないとも。

不都合，新たな利益があるときに，訴権が制限されるのは，権利行使の自由が制限され問題（裁判を受ける権利）との関係で問題。

条文の趣旨，訴権の濫用防止。合理的な理由がある場合にまで，本条を適用するものではない。

訴え可。

肢オ

被告が控訴した場合，全部勝訴した場合でも，附帯控訴できる。

確かに，控訴の利益がないので，附帯控訴もできないのでは。

不都合。一方的に，防戦一方となる。原告としては，拡張を認めて攻撃できるようにすべき。附帯控訴は攻撃防御方法，自由に主張できる。また，被告の控訴の利益は，控訴の取り下げで確保できる。